

燕市空き家・空き地活用バンク事業
管理不全空き家等解体・改修費助成金のご案内

< 令和8年4月1日以降適用 >

この制度は、**そのまま放置すると周囲に悪影響を及ぼす特定空き家等になりかねない管理不全空き家等**を早期に解体又は改修し次の活用につなげるため、管理不全空き家等の解体又は改修を実施した方に、市の**事業予算の範囲内において費用の一部を助成**するものです。

助成金額

解体：対象工事費（消費税を除く）の**1/2以内 上限50万円**

※ 管理不全空き家等に認定後3年以内に限り、25万円加算

改修：対象工事費（消費税を除く）の**1/3以内 上限30万円**

※ 管理不全空き家等に認定後3年以内に限り、20万円加算

※ **ただし、助成対象者の負担額が1/5未満となる場合は、負担額が1/5となるように加算額を減額します。**

※ 1000円未満は切り捨てます。

助成対象工事

市内事業者に請け負わせた**助成対象工事費が30万円以上**（消費税を除く）の**解体又は改修工事**（下表に該当するもの）。

※ 市内事業者とは、市内に本店を有する法人又は住所を有する個人事業主です。

◆ **助成対象工事（解体）**

○対象 △条件により対象

	工 種	対象	特 記
1	建物解体	○	
2	基礎解体	○	
3	樹木撤去（抜根）	○	
4	舗装解体	○	
5	塀、フェンス解体	△	隣地との共有の場合や撤去することで隣地に支障が発生する場合は撤去対象外
6	土留め解体	△	撤去することで敷地内土砂が道水路・隣地に支障となる場合は撤去対象外
7	庭解体	○	
8	土中配管、柵類撤去	○	
9	浄化槽撤去	○	
10	看板その他工作物撤去	○	電柱等は撤去対象外
11	廃材運搬処理	○	
12	整地	○	解体工事後の整地

※ 上記工種は特記に記載の一部対象外を除いて敷地内に存在するすべての物件が対象であり、事前に市が認めた工作物及び植栽以外は撤去して更地にすること。

◆ 助成対象工事（改修）

○対象 △条件により対象

	工 種	対象	特 記
1	外装改修工事	○	
2	内装改修工事	○	
3	建具改修工事	○	
4	電気設備改修工事	○	
5	給排水衛生設備改修工事	○	ビルトイン器具交換は対象
6	空気調和設備改修工事	○	
7	外構工事	○	
8	浄化槽・下水道工事	○	
9	家具	△	据え置き家具は対象外
10	電化製品	△	一般家電製品は対象外。エアコン等で壁、天井に設置するものは対象
11	部分解体・改築工事	○	
12	造園工事	○	

※ 敷地内すべての建物、工作物、植栽及び敷地舗装等の工事が対象です。

助成要件

- ① 燕市空き家等の適正管理及びまちなか定住促進に関する条例施行規則の基準により、**管理不全空き家等に認定され、解体及び撤去の指導対象となる建物を含んでいること。**
- ② 助成対象工事完了後、**燕市空き家・空き地活用バンクに登録すること。**ただし、解体工事の場合で、跡地に国有地又は公有地がある場合は管理者との協議報告書を提出すること。
※ 借地等の場合は土地所有者が登録する必要があります。
- ③ **工事着手前に申請すること。**（交付決定前に着手した場合は助成対象外となりますのでご了承ください。）

申請者の資格

- ① 管理不全空き家等の所有者又は所有者の3親等以内の親族若しくはその相続人又は管理不全空き家等に係る固定資産税の納税義務者であること。
- ② 市税の滞納がないこと。
- ③ 宅地建物取引業を営んでいないこと。

申請受付期間 令和8年4月1日（水）～ 令和8年12月28日（月）

申請時に必要なもの

- ① 燕市管理不全空き家等解体・改修費助成金交付申請書
- ② 建物の所有者を確認できる書類で、次のいずれか一点
ア 固定資産税納税通知書及び課税明細書の写し
※ 燕市税務課が発行の最新のもので、表紙と助成対象家屋の表示のある部分
イ 家屋名寄帳の写し ※ 燕市税務課が発行のもの（有料）
ウ 建物登記事項証明書の写し ※ 法務局が発行のもの（有料）
- ③ 見積書の写し
- ④ 住宅の位置図（住宅地図等）
- ⑤ 所有者と申請者の関係を確認できる書類（戸籍謄本等）
※ 所有者と申請者が同一の場合、もしくは同一ではなくとも両者共に
燕市内に住所を有する場合は不要です
- ⑥ 委任状 ※ 代理人による提出の場合にのみ必要です。

【注意】 申請額が事業予算額に達した時点で締切りとさせていただきます。

申請後に工事内容等が変更になる場合

- ① 見積書の工事内容・金額が変更になる場合
変更後の内容で変更申請及び実績報告を行ってください。ただし助成対象工事費が
30万円未満（消費税を除く）となる場合は助成対象外となります。
- ② 施工事業者を変更する場合
市内事業者であれば可能です。
変更後の市内事業者で変更申請及び実績報告を行ってください。

【注意】 申請者が変更になる場合や工事期間が完了予定日を過ぎる場合はご相談ください。

実績報告に必要なもの

- ① 実績報告書
- ② 領収書の写し
- ③ 工事内訳書 ※ 施工事業者が発行した対象工事内容と金額の内訳がわかるもの
工種、数量等の記載があり領収書と同額のものであれば見積書、
請求書等で対応可能です。
申請時に提出したものと同一場合でも添付してください。
- ④ 着手前・完了写真
- ⑤ 協議報告書 ※ 跡地に国有地又は公有地がある場合のみ必要です。その土地の管理
者と管理方法等について協議し、その内容を報告してください。

助成金請求時に必要なもの

助成金確定通知後、以下の書類をそろえて提出してください。

① 請求書

② 通帳の表紙の裏ページの写し（口座番号と名義が分かるところ）

※ 助成金の支払いは銀行振込です。

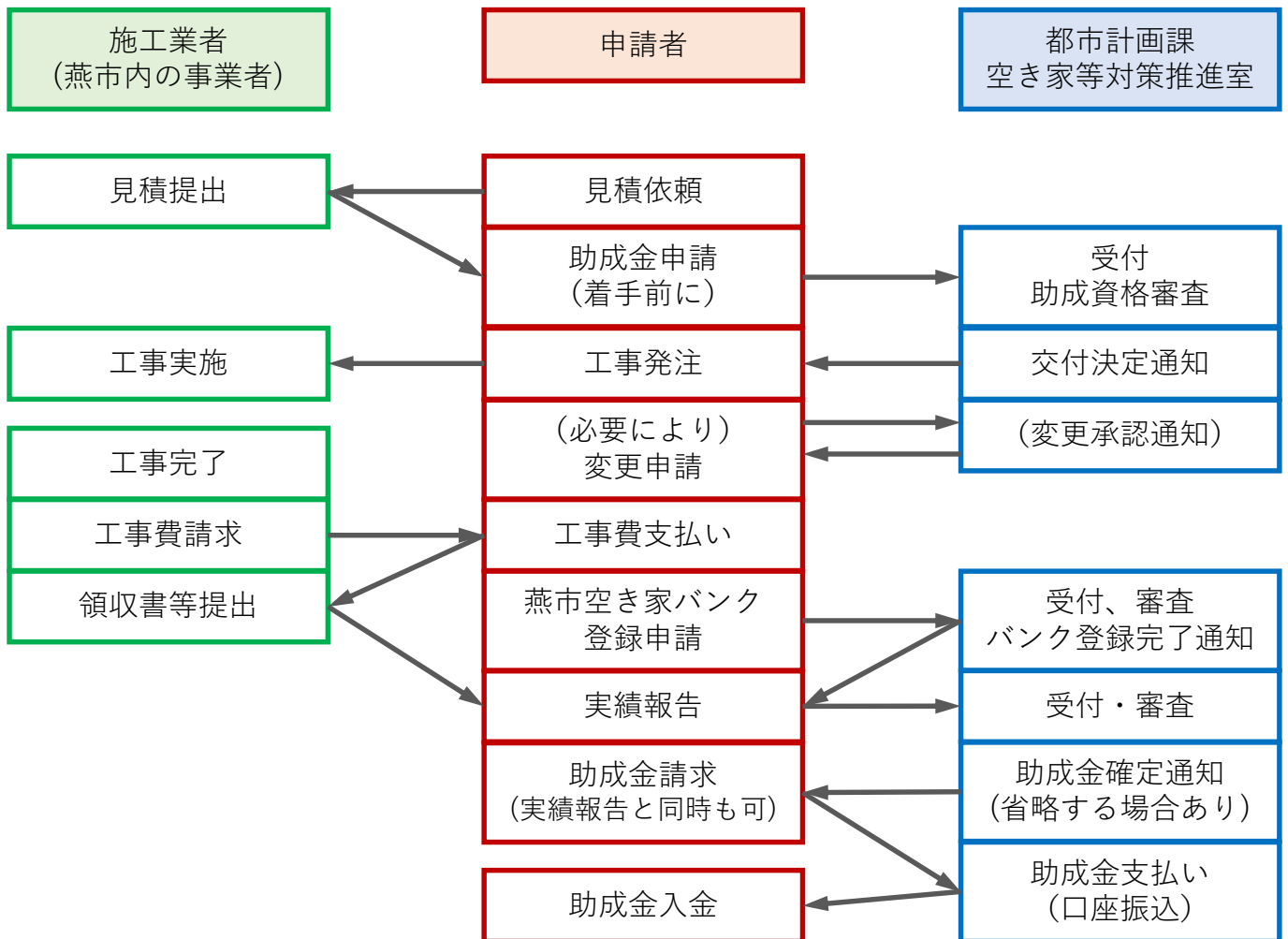
※ **口座は申請者名義に限ります。**

※ これらの書類は実績報告と同時に提出いただいても結構です。

助成金の返還

申請内容に偽り、その他、不正な手段により助成金交付決定されたことが判明した場合は、決定を取消し、助成金を返還していただきます。

事業の流れ



問い合わせ

〒959-0295 燕市吉田西太田1934番地

燕市 都市整備部 都市計画課 空き家等対策推進室（2階18番窓口）

TEL : 0256-77-8264 (直通)

Mail : akiya@city,tsubame.lg.jp